

令和三年神奈川県議会本会議第1回定例会 文教常任委員会

令和3年3月8日

渡辺(ひ)委員

高校生等への経済的な就学支援策等について、今回の委員会の報告資料の中にも、予算計上を含めて様々な取組が報告をされていますが、それに関連して質問します。

令和3年度予算案として報告がありました授業料以外の教育費支援として、給付型の奨学金である、高校生等奨学給付金を拡充したと承知していますが、初めにその内容について確認します。

教育局財務課長

国の令和3年度予算案では、住民税非課税世帯の給付額が増となるため、本県としても支給単価を拡充しています。

具体的には、住民税非課税世帯の支給単価を1万2,000円増額しています。

なお、住民税非課税世帯第1子の支給単価については、この1万2,000円の増等を含めて、年2万6,100円増額しています。これにより、住民税非課税世帯第1子の支給額は、国公立の高等学校等に通う高校生等の場合、年8万4,000円から年額11万100円に、私立の高等学校等に通う高校生等の場合は、現在、年額10万3,500円から年額12万9,600円にそれぞれ増額になります。

これらの住民税非課税世帯への支給拡充により、令和3年度の高校生等奨学給付金の予算は、令和2年度当初予算と比較して、1億6,100万円の増額をお願いするものとなっています。

渡辺(ひ)委員

給付金について、令和3年度、合計して2万6,100円の増額になるということですが、この増額の内訳は、元々非課税世帯の単価の増額として1万4,100円、さらに、オンライン学習に必要な通信費に相当額の増額として1万2,000円、計2万6,100円ということになります。特に、この中のオンライン学習に必要な通信費相当額ということで考えると、これは新型コロナウイルス感染症対応により、令和3年度の特別な増額ということで、コロナ対応がなくなれば、この増額は変わってくる、またはなくなるという考え方ででしょうか、確認します。

教育局財務課長

現状、令和2年度及び3年度については、コロナ対応でオンライン加算があります。ただ、今後については、国からはいまだ何も示されていませんが、感触としては、恐らく減るのではないかなと私としては感じています。

渡辺(ひ)委員

大事なことは、この制度自体をしっかりと県として周知等することであると思います。当委員会でも、例えば前回、高校生等の奨学金についての不用額に関連して、周知についてどうなのかという質疑もあったかと思います。今後、今回の高校生等奨学給付金についても、その辺りの対応をしっかりとすべきかと思いますが、周知等、どのような対応を図っていくのか確認します。

教育局財務課長

現状、学校を通じて皆様に周知していますが、特に奨学給付金について、授業料の代わりになる就学支援金を申し込まれた生徒には個別に案内を送付するなど、小まめな周知に努めています。

渡辺(ひ)委員

どのタイミングでどう周知していくかなど、その辺りについて詳細を教えてくださいませんか。

教育局財務課長

まず、中学校を通じて、入学前、受験前の生徒に周知しています。また、高校入学後、全ての生徒に対して教職員を通じて案内を配布しています。加えて、就学支援金の際にもお送りしている状況です。

渡辺(ひ)委員

いずれにしても、丁寧な周知が大事であると思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、高等学校の奨学金制度の中で、短期臨時奨学金貸付金が予算計上されており、これについても、今回、募集人数を300人から390人程度に増やすという報告がありますが、拡充した理由等について教えてください。

教育局財務課長

令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、貸付需要額が増加するのではないかと考えられることから、前年度予算額より1,080万円の増額をお願いするものです。

また、この事業は、実際には令和4年3月に支給することになりますので、現状、想定を上回る申込みがあった場合でも、補正予算等での対応も困難ですから、若干多めかもしれませんが、当初予算で増額をお願いするものとなっています。

渡辺(ひ)委員

令和4年1月募集、3月支給という話であると思いますが、コロナ禍は既に始まっているわけで、ここで支給する短期臨時奨学金については、この資料を読むと、令和2年度は300人程度の枠で執行すると思うのですが、対応は大丈夫なのでしょうか。

教育局財務課長

今年度の分は今のところ大丈夫です。

渡辺(ひ)委員

いずれにしても、今後、影響が出てくる可能性が高いということで、その備えとしての増額、を理解するところです。

次に、前回の委員会でも出ていたと思うのですが、高等学校奨学金貸付金について令和2年度2月補正予算で2億848万円の減額という報告があり、それについて質疑があったと思います。

これについて、そもそも今回減額補正した様々な予算の中で、建築、建設関係については、執行残という考え方で理解しますが、奨学金について言うと、奨学金の財源というものは、それらの予算などとは色合いが違うと思うのです。

奨学金貸付金の財源はどのような財源なのか再度確認したいのと、減額した

理由も併せて答弁願います。

教育局財務課長

高等学校奨学金貸付金は、コロナ禍のような予期しない経済状況悪化の影響に伴い、貸付者数の急激な増加に対応できることが必要となります。このため、毎年、前年の貸付者数にかかわらず、2,600名分を当初予算で計上していますが、実績に応じて、例年2月補正予算で減額を行っています。

高等学校奨学金貸付金の財源は、全額、奨学金基金からの繰出金で、2月補正予算額で減額した分については取り崩さず、翌年度以降に活用することとなります。また、基金の原資は借受者の返還金であり、それを次代の貸付に充当しています。

渡辺(ひ)委員

次に、私もこの委員会で以前質問しましたが、高等学校の奨学金は月額1万円、2万円、私立だと1万円、2万円、3万円、4万円と選択があるわけですが、月の基本額で学費を賄えない生徒のために加算制度があります。

これについて、以前、この委員会の中で、コロナ禍なので加算制度の要件に経済的困窮というものをしっかり入れるべきだと言ったと思いますが、それについて、現時点での見解を伺います。

教育局財務課長

コロナ禍における経済環境の変化にかかわらず、奨学金は高校生等が安心して利用することができ、着実に返還ができるものであることが重要と考えています。

現在、県教育委員会では、加算制度を含めた現行の奨学金制度が有効で利用しやすいものとなっているか検証を行っているところです。

渡辺(ひ)委員

前回は検証するという答弁を頂いたと思いますが、その検証は今後、具体的にどのように進めていくのか御答弁願います。

教育局財務課長

高等学校奨学金制度を利用した家庭の意見を伺うため、令和2年度に貸付を受けた奨学生の保護者、令和3年3月に卒業予定の奨学生の保護者を対象に、現在、アンケートを実施しています。

また、奨学金の申込みを検討している家庭の意見を伺うため、高等学校奨学金のホームページを閲覧された方へのアンケートも併せて実施しています。

県教育委員会では、奨学金制度の現状において有効なものとなっているか、利用しやすいものとなっているかなどを、これらのアンケートの結果も踏まえ、検証を行っていきます。

その結果、奨学金制度を見直すとした場合は、中学校3年生の進路選択にも少なからず影響がありますので、十分な周知期間を取る必要があると考えています。こうしたスケジュール感を念頭に置きながら、年内を目途に検証を進めていきたいと思っています。

渡辺(ひ)委員

短期臨時奨学金は私も議会で質問して形にさせていただきましたが、画期的な取組だと思うのです。

高校の奨学金を、高校に入る前の中学3年生の3月に貸し付けるという意味では、垣根を超え、生徒の立場、借りる立場に立った制度設計となっており、その後も様々な制度の変更を行っていただいていますので、私自身は、今の神奈川県の高校奨学金制度はかなり柔軟性のある、しっかりした制度になっていると思っています。その上で、まだ幾つか課題があるので、しっかり御検討を願いたいと思います。

先ほど予算の不用額について質問した中で、奨学金の原資、財源は、過去に貸し付けた奨学金の返還金であり、それを基金に繰り入れ、予算化して毎年度支給していると思います。

よって、不用額が出たとしても、それは基金に戻るだけの話なので、一般の予算の不用額と意味合いが違い、加算制度についてアンケート等で様々な声を聞いた上で、制度設計全体を検討していくという御答弁があったかと思っています。

それはそれで結構ですが、不用額は今年度も昨年度と同じように出ているのです。ざっくり言うと、10億円ぐらいの予算を計上して、2億円ぐらいの不用額が出るということは何年か繰り返しています。片や、返還金は毎年積み上がっており、具体的な額は聞きませんが、かなりの額になっているのではないかと思います。

そうであるならば、今回の制度見直しのときに、この基金をどうやって有効に使うのかということも、併せて十分に検討していただきたいと思っています。その辺りの考え方について御答弁願います。

教育局財務課長

奨学金基金を充てることのできる事業は、条例により奨学金の貸付事業に限定されています。また、奨学金基金の積立金には、用途を貸付型の奨学金事業に限定した国の交付金や、県民の皆様から奨学金貸付の原資として募り、寄附していただいた寄附金が含まれています。

まずは現行の奨学金制度の検証をしっかりと行い、必要に応じて貸付型の奨学金制度の充実を担保していきたいと思っています。

渡辺(ひ)委員

ぜひお願いをしたいと思うのです。今の神奈川県の高校の奨学金の制度設計はかなり充実していると私は評価しています。

しかしながら、年間予算で10億円を計上するが、2億円ぐらいの不用額が出るという話は、奨学金制度自体から言えば、これでよいではないかという見方も一部ではできるのですが、県下の高校生の中には少人数かもしれませんが、本当に困っていらっしゃる方がいます。どちらかというと、行政は大卒の制度をつくっていて、それで全部網羅されていると、とかく判断しがちですが、一部の少数の方々へも、しっかり支援できるような制度を検討願いたいと思いますし、この基金の活用の仕方は考えていくべきであると思います。

制度のいろいろな制約があるにしても、その中で何かできることがないか、また、制度を少し変えることができるのであれば、それを変えてでも何かできることはないかも含めて、御検討いただくよう要望します。

次は、学校における外部人材の活用について、何点か質問します。

今回提案されている予算にも、スクールソーシャルワーカー、スクールカウ

ンセラー等々、様々な外部人材の活用についての予算が出ています。

学校現場での教員の負担の軽減、いじめ対策など、様々なことに外部人材を活用することはよいことであると思います。我が会派としても以前から、特に、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの増員については要望してきたところで、今回、それがまた前に大きく進んだことについては、評価したいと思います。

初めに、今回、スクールカウンセラーは全中学校区に、高校においては84校から88校に配置を増員するという報告がありました。また、スクールソーシャルワーカーについても増員があるという説明がありました。

スクールカウンセラーについては全中学校区に配置するが、ただし政令市を除くという形であると思います。政令市自体のスクールカウンセラー等の配置はどのような状況になっているか確認します。

子ども教育支援課長

政令市におけるスクールカウンセラーの配置状況について、横浜市は各区に配置されており、全ての小中学校に派遣しているということです。川崎市は全ての中学校に配置されており、その学区内の小学校にも対応しています。相模原市については、市立青少年相談センターに配置され、全ての小中学校に派遣していると把握しています。

スクールソーシャルワーカーについては、横浜市では四つの学校教育事務所に配置されており、全ての小中学校に派遣しています、川崎市と相模原市は各区役所に配置されており、全ての小中学校に派遣していると把握しています。

渡辺(ひ)委員

大体の県下全体のイメージができました。いずれにしても、かなり以前より拡充された体制で、神奈川県下では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが配置されていると認識しました。

その上で、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーはどのような職務、役割を担っていくのか、さらには、どういった資格を有した方々なのか、2点確認します。

学校支援課長

スクールカウンセラーについては、カウンセリングを中心とした相談業務を行い、教職員、関係機関と連携しながら、児童・生徒の問題行動や不登校などの未然防止、早期解決に向けて支援しています。

スクールソーシャルワーカーについては、社会福祉に関する専門的な知識を基に、課題を抱えた児童・生徒の環境への働きかけを行うことで、子供たちの学校生活の安定、自立を支援しています。

有している資格について、スクールカウンセラーは心理の専門家として臨床心理士、公認心理師、精神科医といった方が中心になります。また、スクールソーシャルワーカーについては、社会福祉士、精神保健福祉士といった資格を持った方を任用しています。

渡辺(ひ)委員

実際には、様々な専門職の方がいると思うのですが、そういう方々を採用する際の試験においては、どのような形で専門性を見極めているのか確認します。

学校支援課長

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーともに、公募の上、採用選考を行って専門性を見ています。

選考内容としては、面接で専門性、これまでの経験などを見極めること、また、学校で実際に起こり得る事案を提示し、考えられる望ましい対応などを答えてもらうといった中で、現場で活躍できるかどうか判断しています。

渡辺(ひ)委員

そうはいつでも、いろいろな資格を持った方がいらっしゃるの、選考は難しいと思うのです。重要な職責ですので、人選については引き続きしっかりお願いしたいと思います。

毎年、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを拡充していますが、それは神奈川県だけではなく、全国規模で、国として拡充に取り組んでいるという背景もあります。そうすると、有用な人材をさらに確保していくことについては、課題があるのではないかと私は思うのです。その辺りについて、どのような課題があるのか、また、その課題に対してどのように対応しているのか御答弁ください。

学校支援課長

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーともに、採用選考の時点で高い専門性、経験を有した方々を採用していますが、経験豊富なベテランの方もいれば、学校現場での経験は少ないという方もいますので、定期的に研修を行っています。

また、教育局に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを指導する立場であるスーパーバイザーを配置しています。小中学校については、スクールカウンセラーアドバイザーを配置し、スクールカウンセラーを指導するといったことを行っています。

渡辺(ひ)委員

基本的には、この方々は一応、年度ごとに採用していると思うのですが、雇用形態を確認します。また、スーパーバイザー等々をどうやって評価するのか、評価に当たってどのような体制を取っているのでしょうか。例えば、今年度、スクールソーシャルワーカーに採用された方々をある程度評価して、新年度についてもそのまま引き続き任用するのか、採用試験をまた行うのか、その辺りを確認させてください。

学校支援課長

雇用形態について、会計年度任用職員ということで任用期間は1年ですが、3年間まで更新できるという形になります。3年たった場合は、また採用選考を受けていただくことになります。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの評価については、まず、配置先の学校で評価を行い、その評価を基に私どものほうから、例えば新しく任用された方にはスーパーバイザーが学校に行き直接話をしながら、その方のスキルなどを確認しています。

渡辺(ひ)委員

これだけ多くの方々を配置するとなると、人事管理が重要になってくると思

うのです。さらに、教職員、生徒等をサポートするという意味からすると、有用な人材をしっかり確保する取組も大事になってきますので、今言われた体制をしっかり維持しながら、制度の運用的な問題で課題等があれば、適宜改善しながら万全の体制を組んでいただきたいと思います。

人数的な拡充については今の質疑の中で確認しましたが、私が気になるのは、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、報告資料によれば、配置日数が年に40日などと限定されています。これについての現年度の取組、新年度予算で拡充を行ったなどの状況があれば、確認の意味で報告願います。また、その狙いを確認します。

学校支援課長

まず、配置日数については、スクールカウンセラーについては例年35日のところを、40日に拡充したことが挙げられます。例年の配置日数である35日は、長期休業期間を除いています。また、高校の場合、テスト期間、テスト休みといったものを除外した期間で考えていたのですが、新年度については、コロナ禍の中で、子供たちの精神的なケアが必要になる可能性があるということで、5日勤務日数を増やしたものです。

渡辺(ひ)委員

配置人数に加えて、配置日数も今年度は拡充していくことを私は評価したいと思います。

しかしながら、今後、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがどのように機能していくか、さらに、この委員会でも議論されていましたが、わいせつ事案への対応で、スクールカウンセラーが絡んでくる体制が考えられるなど、いろいろなことが含まれていくと思うのです。そういうことを踏まえると、さらなる増員、勤務日数の拡充についても引き続き検討願いたいと要望して、この質問は終わります。

次に、今定例会における我が会派の本会議の代表質問並びに委員会への報告に関連して質問します。今回、日本語学習コンテンツを共同開発する事業についての予算化に関して報告がありましたので、これに関連をして何点か質問します。

初めに、この学習コンテンツは(一財)LINEみらい財団と共同で開発するという御答弁がありましたので、そのようになった経緯について確認します。

高校教育課長

神奈川県は、LINE(株)と包括連携協定を締結しています。LINEみらい財団が提供しているLINE studyと呼ばれている学習コンテンツの情報を私どもは得たところです。

外国につながるのある生徒の日本語学習や、中学校の学習内容の学び直しなど、学習の進み具合、理解度などに個人差が大きい場合には、こうした学習コンテンツを使うことで効果的に学ぶことができると考えています。

LINEみらい財団の協力を得て、そういった学習コンテンツを開発したいと考えているところです。そのために必要となる事業費を、令和3年度予算に計上させていただいたところです。

渡辺(ひ)委員

今の御答弁で経緯は分かりました。

その上で、利用対象者はどの程度の人数になるのか等も含めて具体的に御答弁願います。

高校教育課長

今回開発したコンテンツについては、県内の高等学校のうち定時制高校 20 校、クリエイティブスクール 5 校、学習育成推進校 5 校に提供することを想定しています。

それらの学校の中で、特に日本語支援が必要な生徒が学習の中で使っただけだと考えていますので、全校生徒全てが使うという形ではなく、その学校の一部の生徒が主に活用する形になろうかと思いますが、学校数は今申し上げた数で想定しているところです。

渡辺(ひ)委員

提供する学校数は 30 校ということですが、対象となる生徒はざっくり何人ぐらいになりそうでしょうか。

高校教育課長

若干前の資料ですが、前年で言うと、対象となる生徒はおよそ 780 名と想定されています。神奈川県内には日本語指導が必要な外国籍生徒が多いですが、それらの生徒が全て定時制高校に在籍しているわけでもありませんので、対象となる生徒の一部が利用することになろうかと想定しています。

渡辺(ひ)委員

学び直しの方々がどの程度いるかということも、不確定要素であると思いますが、しっかり対応できるような体制をお願いします。

次に、具体的な開発のスケジュールについて御答弁願います。

高校教育課長

新年度に入りましたら、早速、コンテンツの開発に取りかかる予定です。おおむね夏頃をめどにコンテンツを開発することを想定しています。

コンテンツの開発が済み次第、LINE study のコンテンツとして、各学校へ提供する予定です。

あわせて、通常、LINE study はスマートフォンで使用する形を取っていますが、LINE 未来財団と共同開発していく中で、学校に既に配備してあるタブレット端末などで利用できるように、開発も進めていきたいと考えているところです。

渡辺(ひ)委員

日本語学習コンテンツについては、我々の立場だと様々な方からいろいろな声を聞きます。例えば、今まで、日本語に対応する教材、教科書なども統一的な基準がないため、個別に対応、または手作りで対応しているということも聞いたのですが、日本語学習コンテンツが統一的にできるということは、うれしく、よいことだと評価します。どのような内容をコンテンツとして作るのか、また、それをどのように活用してくのかも気になるので確認します。

高校教育課長

日本語を母語としない生徒が、個別に自分のペースで、理解度に合わせて日

本語を学ぶことができるよう教材をコンテンツの中に盛り込んでいきたいと考えています。

自学自習での活用はもちろんのこと、高等学校の授業の中で日本語指導を受けている生徒もいます。そういった生徒については、日本語指導を受ける時間に、授業の中でコンテンツを活用していくことも想定しています。

外国籍の生徒たちが、少なくとも小学校6年生程度の教科書の内容の日本語をおおむね理解し、習熟できることを目標に、コンテンツ開発を進めていきたいと考えているところです。

渡辺(ひ)委員

ぜひしっかり対応していただきたいと思います。

次に、日本語学習コンテンツに限らず、今の世の中には有償であるとは思いますが、民間企業が様々に開発した学習コンテンツがあると思うのです。このようなコンテンツを現在、県下の学校で利用されていることがあるか、また、今後、そうした学習コンテンツと、今回県で開発するLINE study、日本語学習コンテンツとはどのような関係で使われていくのか、その辺りを整理願えますか。

高校教育課長

現在、各学校においては有償で提供されている学習コンテンツを選択して、生徒の実情に合わせて活用しているといった実態はあります。

今回、LINE study、日本語学習コンテンツを中心に開発していきませんが、各学校が生徒の実情を踏まえて導入しているコンテンツサービスの中の一つにLINE studyも位置づけられるようになっていくものと考えているところです。

渡辺(ひ)委員

日本語の学習コンテンツということになれば、今、御答弁あった取組で十分対応できると思うし、課題はそんなにはないのではないかと思います。さらに、今までばらばらで活用されていた様々な教材が統一的になるということは、よいことだと私は思います。

既に有償の学習コンテンツを使っている学校があるという答弁がありました。これに関連して気になっているのは、この委員会で質問があったかと思いますが、国が令和6年からデジタル教科書を使っていくという話があります。これが有償か無償という話は委員会でも出ましたが、その話は置いといたとしても、教科書には認定、検定制度があって、デジタル教科書を教科書の教材として使うという流れになると思うのです。現在、既に使われている有償の学習コンテンツは教科書の検定とは関係なく作成されていると思うのですが、その辺りは問題ないのでしょうか、確認します。

高校教育課長

デジタル教科書は、基本的には、現在、紙で提供されている内容がデジタル化されて出版されるものです。したがって、内容が新たなものに刷新されるということではなく、教科書と同じ内容をデジタルで取ることができるようになるという変更ですので、現在提供されている各種学習コンテンツについては、教科書に準拠して作られているものもあります。

それ以外に、資格認定、資格試験といったものの対策として作られているものもありますので、その辺りについては、特段、デジタル教科書化されたことによって、学習コンテンツに大きな影響が及ぶところはないと考えています。

渡辺(ひ)委員

今後、そういう課題もあると思うのです。例えば、学校の先生が勝手に特定の教科書、教材を推奨するということは本来あってはならないと思うのです。その見える化については今後出てくると思うので、その辺りについては課題として整理をしっかりお願いしたいと思います。

この関連の質問で、今回は日本語学習のコンテンツをLINEみらい財団と共同開発して、

LINE studyとして活用するということがあったのですが、日本語学習コンテンツ以外のコンテンツについて、今後、LINE studyとしての開発、活用などをどのように考えているのか、御答弁願います。

高校教育課長

今回、日本語指導と併せて、いわゆる学び直しの部分ということで、そういった学び直しが必要な生徒が使用することができるようにということも、LINE studyの中で提供していく予定となっています。

LINE studyの中では、様々なコンテンツをこれからもどんどん増やしていくという予定があるとも聞いていますので、そのあたりは利用の範囲が、LINE studyを提供することによって、さらに拡大していくと、様々な学習教材に子供たちが触れることができるという形になっていくものと思いますので、実際に授業の中の副教材として使うということも含めて、幅広い様々な学びの場で活用できるようにということを進めていきたいと考えているところです。

渡辺(ひ)委員

先ほど、デジタル教科書の話もしましたが、今、文部科学省でデジタル学習システムについての試験的な取組を新年度から行うと聞いています。

そうなってくると、神奈川県教育委員会が進めるLINE studyと文部科学省が進めていくものとの整合などもしっかりと図っていかねばならないと思います。その辺りについてはしっかりと踏まえて、今後の取組をお願いしたいと思います。

次に、中学校の夜間学級について何点か質問します。これについては、本会議等でもかなり長い間質問し、この委員会でも質問しました。具体的な進捗も見えてきたということです。

初めに、現在、県教育委員会ではアンケートを実施していると承知していますが、そのアンケートの趣旨について確認します。

子ども教育支援課長

県教育委員会では、相模原市が令和4年4月に開設を目指している相模原市立の夜間中学に、市域外からも生徒が通える広域的な仕組みづくりに向けて、関係の市町村教育委員会とともに、中学校夜間学級設置準備協議会を設置して検討、協議を行っています。

この協議会に参加している市町村教育委員会からの要望を踏まえて、相模原

市域外から夜間中学に入学を希望される方について、現時点のおおよその人数等を把握することを目的として、アンケートを実施しています。

渡辺(ひ)委員

アンケートについては、以前も1回行っていると聞いています。そのアンケートのときも、おおよそ各エリアでどれぐらいの希望者があるかという趣旨に近いアンケートだったと思うのですが、それと今回のアンケートにどのような違いがあるのか確認します。

子ども教育支援課長

平成29年12月から翌30年1月にかけて実施した前回のアンケートは、夜間中学の設置を検討するための基礎資料として活用することを目的としたものです。この時点では、具体的に夜間中学の設置主体や場所、開設時期などは未定であったことから、県内に夜間中学が設置された場合の入学希望に関する調査項目としました。

それに対して、今回のアンケートは、相模原市が令和4年4月に開設を目指している夜間中学に通うことを希望する方を対象にしたものであるという点が主な違いです。

渡辺(ひ)委員

今回のアンケートはより具体で、設置に向けての様々なベースになるアンケートと理解しました。そうなってくると大事なのは、特に入学希望者を把握するという趣旨もあるので、このアンケートがそういう方々にしっかり行き渡って、アンケートが実施されないと駄目だと思うのです。どのように情報が行き渡るよう取り組んでいるのか確認します。

子ども教育支援課長

この夜間中学の入学対象は、現在のところ、横浜市、川崎市を除く県内に在住する16歳以上の方で、様々な理由により中学校を卒業していない方や、卒業したものの不登校などで十分に教育が受けられなかった方、外国籍の方で日本の義務教育に相当する教育を受けられなかった方々を想定しています。

そのために、アンケートの周知方法については、県のホームページへの掲載、市役所、町村役場、公民館等への配架はもちろん、フリースクール等や地域若者サポートステーション、社会福祉協議会等に配架をお願いするとともに、外国につながるのある方の支援団体等に10の言語に翻訳したアンケートの配架と配布を依頼するなど、夜間中学に入学を希望することが考えられる方々にアンケートが届くよう取り組んでいます。

渡辺(ひ)委員

かなり重層的な体制でアンケートを行っていただけるとのことですので、その体制が機能するように、運用上の問題も含めてチェックしていただくようお願いいたします。

このアンケートは入学希望についてのアンケートという趣旨だと思いますが、中学校を設置する側の立場では、アンケートの結果はどのように活用されていくのか御答弁願います。

子ども教育支援課長

本アンケートの調査結果は、回答期間が終了した後に速やかに集計し、県ホ

ームページ等で公表する予定です。

また、各市町村教育委員会においては、夜間中学に入学を希望する方の状況を把握して、今後の対応について検討を進めていただくため、その一つの目安となるよう、このアンケート結果を提供します。

また、相模原市教育委員会においては、入学希望者の規模やニーズ等を知るための参考の一つとして、今後の教育課程の編成や様々な準備等にアンケート結果を活用していただくために、情報を提供していきます。

渡辺(ひ)委員

先ほど、今回のアンケートは前回のアンケートと趣旨が違うということと、様々な主体を通して周知を徹底していくという答弁があり、それは理解するところでは。

ただし、県教育委員会が実施するアンケートは政令市を除くということでした。夜間中学が横浜市、川崎市にはあるので県教育委員会のアンケートの対象から除かれることは理解しますが、

この夜間中学は相模原市に設置されるわけだから、どのような方々が、どの程度入学したいかということに大きく影響してくると思うのです。様々な検討に影響すると思いますが、相模原市についての把握はどのような形で行っていくのですか。

子ども教育支援課長

相模原市教育委員会では、平成30年度に市独自のアンケート調査を実施しており、相模原市に在住する方の中で一定数の入学希望者がいることを把握していることから、今回のアンケートについては、相模原市教育委員会の了承の下、対象外とすることにしました。

渡辺(ひ)委員

相模原市が独自でしっかり認識しているということであれば、それで結構と思います。

その上で、このアンケートで様々なニーズが把握され、それによって入学者数、教員の配置等々が検討されると思います。県教育委員会が相模原と共同でこの事業を様々な進めているということですが、学校自体は相模原市立ですので、入学者数と教職員数の決定は、どこが決定するのでしょうか。

子ども教育支援課長

令和4年度の入学者については、今後、希望される方のこれまでの学習状況などの実情を踏まえて、県教育委員会と調整の上、相模原市教育委員会が受け入れる生徒数を決定していくこととなります。

また、教職員の配置数については、受け入れる生徒数や学級数に応じて、法律等に基づいて教員の定数が決まります。そのほか、生徒の実態に応じて、県教育委員会と調整の上、非常勤講師や日本語指導員など必要な教職員の任用について、相模原市教育委員会が決定していきます。

渡辺(ひ)委員

今の説明で全体像は理解しますが、夜間中学は今回、相模原市で検討されていますが、今までも、横浜市、川崎市で開校されたときの実態を見ると、特に教職員の配置は、通常の学級と違う体制にならざるを得ないと思うのです。特

に配慮して教職員を配置していくことが重要だと思ひ、普通の学級と違ひ、指導、支援の方法なども変わってくると思ひますが、その辺りについては県教育委員会として特段の考へ方を持っていますか。

子ども教育支援課長

現在、横浜市、川崎市の状況を見ると、外国につながるのある方が多く入学している実情があります。こうした方への指導、支援を行うために、教員配置の在り方、教材、指導形態、指導方法の工夫等を参考に県教育委員会と調整の上、相模原市教育委員会と検討しているところです。

渡辺(ひ)委員

その辺りは対応、検討をしっかりとお願ひしたいと思ひます。難しい学校運営になると思ひるので、その陣立ては重要であると思ひます。また、先ほど質問をさせていただいた日本語学習コンテンツなどもうまく活用しながら、対応をお願ひしたいと思ひます。その上で、学び直しの方々もいらっしやるし、何を学び直したいかは、個々人ばらばらな部分があると思ひます。また、日本語の学習についても個人によって日本語の習熟度が様々あると思ひます。そうなると、通常の学級のように、一律のカリキュラムのつくり方はなかなか難しいのではないかなと思ひます。カリキュラムのつくり方は重要なテーマになってくると思ひますが、これは誰がつくるのでしょうか。

子ども教育支援課長

通常の中学校と同じように、夜間中学においても、教育課程の編成は基本的には学校が行います。また、夜間中学には、年齢、国籍、学習経験の異なる多様な方が学ぶことから、教科等の時間数や学習内容の詳細については、学習指導要領を踏まえることを基本としながら、国の手引きに沿って柔軟な編成を行うことが可能です。

今回、新たに開設を目指す相模原市立の夜間中学については、相模原市教育委員会がカリキュラムの基本をつくり、開設後は実践を通して、学校においてカリキュラムマネジメントを行っていくこととなります。

渡辺(ひ)委員

基本を押さえながらも柔軟性を持った対応をお願ひします。特殊な学級ですし、特に学び直したいという方々に決まり切ったカリキュラムを押しつけただけでは、実際の学び直しにならないというケースもあり得るので、その辺りについては今後もしっかりお願ひします。

最後に、令和4年4月開設ということで進んでいますが、今後のスケジュールはどのようなスケジュール感か教えてください。

子ども教育支援課長

県教育委員会としては、今後も引き続き、広域的な仕組みについて、相模原市をはじめ関係の市町村教育委員会と検討、調整を進めていきます。

具体的には、来年度早々にアンケート調査の結果を取りまとめ、相模原市教育委員会が夏以降に予定している生徒募集に係る広報、入学者決定等に係る関係市町村との調整を進めていきます。

さらに、夜間中学の設置場所として提供を予定している県立神奈川総合産業高校の校舎の一部の改修について、その費用を令和3年度当初予算案として計

上させていただいています。予算をお認めいただいた際には、来年度夏頃に改修工事を行うなど、令和4年4月に開設を目指す相模原市教育委員会とともに取り組んでいきます。

渡辺(ひ)委員

横浜市、川崎市としっかり連携を取りながら、その辺りの知見なども活用しながら取り組んでいただきたいと思います。

あわせて、これは前の委員会でも私から要望させていただきましたが、今回、広域的な夜間中学として相模原市この学校を設置するということ、神奈川県教育委員会がしっかりサポートして、教員配置等についても応援していくという体制で行うと思うのです。

今回、相模原市の夜間中学の様々な課題がクリアになって、県教育委員会と相模原市教育委員会の関係がうまく回っていくような仕組みが見えてきたときには、ぜひとも、現在、横浜市の夜間中学は横浜市在住者のみ、川崎市は川崎市在住者のみという枠組みを広域に広げられるような仕組みづくりを検討していただきたいと思います。横浜市、川崎市の夜間中学を活用したいという方々には物理的な課題も含んでいるわけです。そうすれば、神奈川県の中で、三つの学校がうまく網羅されて、生徒の立場に立った活用ができるような体制になると思います。御検討よろしくをお願いします。

次に、今回、新まなびや計画に基づいた様々な県立学校の施設整備についての予算が計上されています。それに伴って、この委員会でも幾つか質問がされていますが、私の立場で何点か質問します。

まず、最近もよく要望されるのですが、学校のトイレの洋式化については進捗の話が出ていて、委員会資料の中に令和5年程度で完成を目指すというような記載があったと思います。もう一回確認ですが、学校のトイレの洋式化を進めるに当たって、どういう考え方で進めていくのか、今後の計画について確認します。

教育施設課長

トイレの洋式化を進めるに当たっての考え方について、現代の生活様式を踏まえ、原則として和式の便器を洋式に交換していきます。

平成28年度に実施したアンケートによりますと、和式便器を希望する生徒や教職員も少数ながら一定数いることから、トイレの改修工事に当たっては、学校と相談の上、一定の和式便器を意識的に残しています。

今後の計画について、県立特別支援学校では、令和元年度末で全ての工事を完了しています。また、県立高校は、令和5年度末までに整備を完了させたいと考えています。

渡辺(ひ)委員

アンケートによって一部和式を希望している方がいるということであれば、それでよいと思います。ただ、一部和式を残してほしいと希望される趣旨は、実は様々あると思うのです。

例えば、特に今はコロナ禍だから、洋式のように座る便器は衛生上も含めて避けたいということであれば、座らなくて済む和式のほうがよいなど様々な意見があると思うのです。洋式化するにしても、よくデパートなどで見ますが、

そこにシートのようなものを敷けばよいという方々もいらっしゃいます。学校のトイレの洋式化は通常洋式化というイメージがあるので、アンケートもそうになっていると思うのです。

では、様式化を進めていくのは分かりますが、今、家庭では、ほとんどが洋式であるのと併せて、洗浄型のトイレを使っていることが一般的だと思います。そうすると、洋式化と併せて、洗浄型のトイレの設置の考え方は、現在県教育委員会はお持ちですか。

教育施設課長

ウォシュレットのような洗浄便座について、例えば、個室が二つぐらい並んでいたなら、そのうち一つに入れるなど、学校と相談しながら一定数配備するようになっているところです。

渡辺(ひ)委員

今、重要な答弁だったので再度確認すると、現在、洋式化の計画の中に、一定程度、洗浄型トイレの設置は入っているのですか。

教育施設課長

トイレの改修に当たって、洋式化に伴って一定数洗浄型トイレを設置しているところです。

渡辺(ひ)委員

では、洋式化の整備が計画上進んでいけば、細かい数は別にしても、各学校で洋式化されて、さらには洗浄型トイレが幾つか配備されるという認識でよろしいのですか。

教育施設課長

お見込みのとおりです。

渡辺(ひ)委員

そういうことであれば、現代的な生活、別の言い方をすると、私は学校の施設については当然教育施設としての整備も大事だが、避難所としての施設整備という観点も重要という訴えをさせていただいています。トイレにおいて洗浄型トイレが一部整備されることは、重要な取組と思いますので、しっかりお願いしたいと思います。私に寄せられた声の中に洗浄型トイレを希望される声もあり、新たな答弁を聞いたような気がしますので、よろしくお願いします。

最後に、今後の学校のバリアフリー化、普通教室、特別教室、体育館の空調の整備が計画に出ています。何年ごと、何年ぐらいに実施するなどの計画が出ているのですが、数的なもの、進捗はここに報告があります。いつ完成するかということも、予算措置もあるので分かりませんが、あらあらの計画が出ています。

その中で、私、1点気になっているのは、先ほど言ったように、避難所に指定されている学校があります。特に今、課題になっているのは、コロナ禍で密を避けた避難所の設置について各市町村は苦勞されていて、そういう意味からすると、今まで県立学校等でも避難所に指定されていなかったところも、広く避難所にして使って結構という働きかけを県教育委員会がしていて、それに伴って、市町村が避難所計画を見直しているタイミングだと思うのです。特に、空調については、避難所としての指定されている学校を優先するなどの考え方

はないのでしょうか。

教育施設課長

避難所に指定されている学校への優先的な整備の考え方について、県立特別支援学校については、体育館に空調整備が設置されていない学校が20校あり、このうち15校が福祉避難所に指定されているところです。特別支援学校の体育館については、こうした福祉避難所に指定されている学校から優先的に整備していきたいと考えています。

なお、県立高校については、規模や構造上の課題があることから、現時点では体育館への空調整備を行う計画はありません。

渡辺(ひ)委員

福祉避難所についての答弁はよく理解しました。その他の学校については、高校の体育館については様々な課題があると理解しましたが、その他の様々な工事、バリアフリー化を踏まえた様々な取組は、ぜひ、福祉避難所以外の避難所に指定されているような高校についても、しっかり優先度を見極めながら進捗を図っていただきたいと要望して、私の質問を終わります。